

○都城市成年後見制度利用支援事業実施要綱

平成23年11月30日

告示第285号

(目的)

第1条 この告示は、判断能力が十分でない高齢者、知的障がい者、精神障がい者等(以下「要支援者」という。)に対し、成年後見制度の利用に関する支援(以下「支援」という。)を行うことにより、要支援者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(支援の種類)

第2条 要支援者に対して市が行う支援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 成年後見審判の申立て(以下「審判申立て」という。)([第4条第1項各号](#))に定める者からの要請に基づき市長が行うものに限る。以下「市長が行う審判申立て」という。)に係る手続の全て(以下「1号支援」という。)
- (2) 市長が行う審判申立てに係る収入印紙代、登記印紙代、郵便切手代、診断書料、鑑定料等(以下「審判申立てに要する費用」という。)の助成(以下「2号支援」という。)
- (3) 審判申立てにより家庭裁判所から選任された成年後見人、保佐人又は補助人(死亡した者が[次条](#)に規定する対象者である場合の当該死亡者の死亡時点での成年後見人、保佐人又は補助人であった者を含む。以下「成年後見人等」という。)及び成年後見監督人、保佐監督人又は補助監督人(以下「成年後見監督人等」という。)の業務に対する報酬等(以下「成年後見人等の報酬」という。)の全部又は一部に対する助成金の交付(以下「3号支援」という。)

(支援の対象者)

第3条 この告示における支援の対象者は、[次の各号](#)のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する要支援者で、意思能力に乏しく、日常生活を営むのに支障があると認められる者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - ア [介護保険法\(平成9年法律第123号\)第13条](#)の規定に基づく本市以外の市町村の住所地特例対象被保険者
 - イ [障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律\(平成17年法律第123号\)第19条](#)の規定に基づき、本市以外の市町村が介護給付費等の支給決定を行っている者
 - ウ [生活保護法\(昭和25年法律第144号\)第19条](#)の規定に基づき、本市以外の市町村が保護を決定し、実施している者
- (2) [介護保険法第13条](#)の規定に基づく本市の住所地特例対象被保険者
- (3) [障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条](#)の規定に基づき、本市の介護給付費等の支給決定を行っている者
- (4) [生活保護法第19条](#)の規定に基づき本市が保護を決定し、実施している者
- (5) [前各号](#)に掲げるもののほか、市長が必要であると認めた者

(審判申立ての要請)

第4条 審判申立てを市長に要請することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) [介護保険法](#)に規定する地域包括支援センター及び介護保険施設の職員
 - (2) [老人福祉法\(昭和38年法律第133号\)](#)に規定する老人福祉施設の職員
 - (3) [障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律](#)に規定する障害者支援施設及び相談支援事業を行う事業所の職員
 - (4) [医療法\(昭和23年法律第205号\)](#)に規定する病院又は診療所の職員
 - (5) [地域保健法\(昭和22年法律第101号\)](#)に規定する保健所の職員
 - (6) 民生委員
 - (7) 対象者の日常生活の援助を行う者
- 2 [前項](#)に規定する要請は、後見開始等審判の申立要請書([様式第1号](#))により行うものとする。

(1号支援の対象者)

第5条 1号支援は、支援の対象者のうち、[次の各号](#)のいずれかの規定に該当する要件を備える要支援者に対して行うものとする。

- (1) [老人福祉法第32条](#)
- (2) [知的障害者福祉法\(昭和35年法律第37号\)第28条](#)
- (3) [精神保健及び精神障害者福祉に関する法律\(昭和25年法律第123号\)第51条の11の2](#)

(審判申立ての種類)

第6条 市長が行う審判申立ての種類は、次のとおりとする。

- (1) [民法\(明治29年法律第89号\)第7条](#)に規定する後見開始の審判
 - (2) [民法第11条](#)に規定する保佐開始の審判
 - (3) [民法第13条第2項](#)に規定する保佐人の同意を要する行為の範囲拡張の審判
 - (4) [民法第15条第1項](#)に規定する補助開始の審判
 - (5) [民法第17条第1項](#)に規定する補助人の同意を要する旨の審判
 - (6) [民法第876条の4第1項](#)に規定する保佐人に代理権を付与する旨の審判
 - (7) [民法第876条の9第1項](#)に規定する補助人に代理権を付与する旨の審判
- (審判申立ての判定)

第7条 市長は、[第4条第1項各号](#)に掲げる者から審判申立ての要請があった場合、対象者の健康状態及び精神状態について調査の上、次に掲げる事項を総合的に考察し、当該対象者の審判申立ての判定を行う。

- (1) 対象者の事理を弁識する能力の程度
 - (2) 配偶者及び2親等以内の親族(以下この号において「親族」という。)の存否、親族による対象者保護の可能性並びに親族が審判の請求を行う意思の有無
 - (3) 市長及び関係機関が行う各種施策の活用による対象者に対する支援策の効果
 - (4) 市長が配偶者又は4親等内の親族に代わって審判の申立てをするべき事由の有無
- (市長が行う審判申立ての手続)

第8条 市長が行う審判申立てに係る申立書、添付書類、予納すべき費用及びその他の手続は、家庭裁判所の定めによる。

(2号支援の対象者等)

第9条 2号支援の対象者は、1号支援の対象者とする。

2 市長は、[前項](#)に規定する2号支援の対象者に係る審判に必要な手続等に係る費用(以下「手続費用」という。)について、[家事事件手続法\(平成23年法律第52号\)第28条](#)の規定により、全額を支弁するものとする。

3 市長は、[前項](#)の規定により支弁した手続費用に関し、当該手続費用の支弁を受けた者に手続費用を負担すべき事情があると判断したときは、[家事事件手続法第31条](#)の規定により、手続費用の負担を命ずる裁判(以下「費用負担命令」という。)を家庭裁判所に申し立てるものとする。ただし、当該対象者が[次の各号](#)のいずれかに該当する場合は、当該手続費用の申立を行わないものとする。

- (1) [生活保護法第6条第1項](#)に規定する被保護者(以下「被保護者」という。)
- (2) 市長による審判申立て時に要支援者が有する資産、貯蓄等(以下「資産等」という。)の額が、[都城市税条例](#)(平成18年条例第99号)第24条で定める市民税均等割が非課税となる所得額に[所得税法\(昭和40年法律第33号\)第28条](#)に定める給与所得控除額を加えた額に12分の1を乗じて1,000円未満を切り上げて得た額(以下「基準額」という。)に6を乗じて得た額以下である者
- (3) [前2号](#)に掲げるもののほか、市長が[前2号](#)と同等程度の財産状況であると認めた者

4 市長は、[前項](#)の規定により手続費用の全部又は一部について費用負担命令されたときは、成年後見人等に対して当該手続費用を請求するものとする。

5 [前項](#)に規定する請求は、後見開始等審判の申立費用請求書([様式第2号](#))により行うものとする。

(3号支援の対象者)

第10条 3号支援の対象者は、支援の対象者のうち、[次の各号](#)のいずれにも該当する者とする。

- (1) 成年後見人等及び成年後見監督人等の報酬について、家庭裁判所で当該成年被後見人等の財産の中から付与する審判(以下「報酬付与の審判」という。)を受けた者
- (2) 被保護者又は助成金の交付を受けなければ成年後見人等及び成年後見監督人等に対する報酬の支払が困難であると認められる者
- (3) 次に掲げる者以外の者が成年後見人等に選任されている成年被後見人等
 - ア 当該成年被後見人等の配偶者
 - イ 当該成年被後見人等の[民法第877条第1項](#)に定める扶養義務者
- (4) [前3号](#)に掲げるもののほか、市長が必要であると認めた者

2 [前項](#)に定めるもののほか、市長が必要であると認めるときは、当該要支援者を3号支援の対象者としてすることができる。

- 3 3号支援に係る助成金の額は、後見開始等の後に必要となる成年後見人等及び成年後見監督人等に対する報酬付与の審判の額の範囲内とする。
- 4 市長は、3号支援に係る助成金について、3号支援の対象者に活用できる資産等がある場合は、当該資産の全部若しくは一部を成年後見人等に対して請求し、又は報酬付与の審判額から当該資産等の全部若しくは一部を控除して助成することができる。
- 5 前項に規定に該当する場合の助成金の額の算定方法は、別表のとおりとする。

(成年被後見人等死亡後の助成)

第11条 市長は、成年被後見人等が死亡した後に報酬付与の審判請求が行われた場合は、成年後見人等及び成年後見監督人等であった者に対し、予算の範囲内で、助成金を交付することができる。

- 2 前項の助成金の額は、死亡後の必要な支払を済ませた上で、成年被後見人等の財産として残った現金及び預貯金を成年後見人等及び成年後見監督人等の報酬に充当してもなお不足する金額とし、前条第3項に定める額を上限とする。

(3号支援の助成金の申請)

第12条 3号支援の助成金を申請することができる者(以下「申請者」という。)は、対象者又は対象者の代理人である成年後見人等(対象者が死亡している場合は、当該対象者の死亡時点において代理人であった成年後見人等)とする。

- 2 申請者が前項に規定する申請をしようとするときは、成年後見人等の報酬助成金交付申請書(様式第3号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、報酬付与の審判を受けた日から60日以内に市長に申請しなければならない。

- (1) 対象者の資産等の状況に関する書類
- (2) 報酬付与の審判に関する家庭裁判所の決定書等助成の支給申請額、内訳等に関する書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(助成の決定)

第13条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、申請書、添付書類及び当該申請に係る対象者の資産状況等の実態を調査し、助成金の交付を決定する。

- 2 市長は、助成金の交付の可否を決定したときは、成年後見人等の報酬助成金交付決定(却下)通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(助成金の請求及び支払)

第14条 前条の規定により助成金の交付の決定を受けた申請者は、当該決定された助成金を請求することができる。

- 2 前項の請求は、成年後見人等の報酬助成金請求書(様式第5号)により、行わなければならない。

(成年後見人等の報告義務)

第15条 助成を受けている対象者の成年後見人等は、対象者の資産状況等に変化があった場合には、速やかに資産状況等変更報告書(様式第6号)により市長に報告しなければならない。

(助成金の返還)

第16条 市長は、助成金の交付を受けた対象者又は対象者の代理人である成年後見人等(対象者が死亡している場合は、当該対象者の死亡時点において代理人であった成年後見人等)が、次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付決定を取り消し、当該助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 対象者、成年後見人等、親族その他の関係人が成年後見人等の報酬の助成に関し、虚偽の申出をしていた場合
- (2) 助成金を成年後見人等の報酬以外の目的に使用していた場合
- (3) その他不正の手段により助成金の支給を受けていた場合

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

(都城市成年後見制度における市長による審判請求手続等に関する要綱の廃止)

- 2 都城市成年後見制度における市長による審判請求手続等に関する要綱(平成20年度都城市告示第166号)は、廃止する。

附 則(平成25年2月7日告示第302号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成25年2月20日告示第314号抄)
この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月18日告示第277号)
この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成30年8月17日告示第222号)
この告示は、公表の日から施行し、改正後の都城市成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則(平成31年2月22日告示第370号)
この告示は、公表の日から施行し、改正後の都城市成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定は、平成31年1月1日から適用する。

附 則(令和2年1月24日告示第336号抄)
この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和4年1月14日告示第356号)
この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月31日告示第420号)
この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年5月30日告示第150号)
この告示は、公表の日から施行し、改正後の都城市成年後見制度利用支援事業実施要綱の規定は、令和5年4月1日から適用する。

附 則(令和8年3月31日告示第398号)
この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第10条関係)

算定方法
次の(1)の額から(2)の額を減じて得た額又は報酬付与の審判額を比較して少ない額
(1) 報酬付与の審判額
(2) 資産等の額－基準額に6を乗じて得た額

様式第1号(第4条関係)

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

都城市長 宛て

要請者 住所 _____
氏名 _____
勤務先等 _____
電話 () _____

後見開始等審判の申立要請書

後見開始等審判の申立てを次のように要請します。

- 1 対象者
- 住所 _____
- 氏名 _____
- 生年月日 _____ 年 月 日
- 2 対象者の心身の状況
- 3 対象者の生活状況
- 4 その他（親族、収入、資産等の状況）

様式第2号(第9条関係)

様式第2号(第9条関係)

文 書 番 号
年 月 日

様

都城市長



後見開始等審判の申立費用請求書

後見開始等審判の申立費用について、次のとおり請求します。

- 1 対象者
- 住所 _____
- 氏名 _____
- 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

- 2 請求額
- _____ 円
- (内訳: _____)

- 3 請求の根拠

- 4 法定後見についての状況
- (1) 法定後見の種類 _____
- (2) 法定後見の開始日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- (3) 法定後見人の住所 _____
- (4) 法定後見人の氏名 _____

様式第3号(第12条関係)

様式第3号(第12条関係)

年 月 日

都城市長 宛て

申請者 住所
氏名
助成金交付対象者との関係
(成年後見人・保佐人・補助人)
電話番号

成年後見人等の報酬助成金交付申請書

次のとおり成年後見人等の報酬助成金を申請します。

対 象 者	住所			
	氏名		生年月日	年 月 日生
申 請 理 由				
助 成 対 象 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
報酬助成対象額	円			

- (添付資料)
- (1) 後見・保佐及び補助に関する登記事項証明書の写し
 - (2) 必要経費の分かる書類(金銭出納簿、預貯金通帳の写し等)
 - (3) 財産状況の分かる書類(公的年金等の源泉徴収票、財産目録の写し等)
 - (4) 報酬付与の審判決定書の写し

様式第4号(第13条関係)

様式第4号(第13条関係)

年 月 日

様

都城市長



成年後見人等の報酬助成金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました成年後見制度に係る後見人等の報酬助成金の交付について、次のとおり決定しましたので通知します。

1 助成金の交付 決定 ・ 却下

2 助成金の交付が決定の場合
(1) 助成金交付対象者 住所

氏名

生年月日 年 月 日

(2) 助成金交付額 円

3 助成金の交付が却下の場合
理由

様式第5号(第14条関係)

様式第5号(第14条関係)

年 月 日

都城市長 宛て

請求者 住所
氏名

成年後見人等の報酬助成金請求書

成年後見人等の報酬助成金を請求いたします。
なお、交付につきましては、下記の口座に振り込み願います。

記

1 請求金額 (年 月 日から 年 月 日分) 円

2 助成金交付対象者 住所
氏名

3 振込口座

(フリガナ) 口座名義人			
振込先 金融機関名	銀行 金庫 農協		本店 支店 支所
預金種別 口座番号	普通 ・ 当座	口座番号	

様式第6号(第15条関係)

様式第6号(第15条関係)

年 月 日

都城市長 宛て

代理人(後見人等)
住 所
氏 名

資産状況等変更報告書

対象者の資産状況等に変更が生じたので、次のとおり報告します。

被後見人(被保佐人・被補助人) 住 所
氏 名

生年月日 年 月 日

変更の内容

変更発生年月日